

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住の促進による地域の活性化を図るため、町内に移住しようとする者の住宅(併用住宅を含む。)の家賃に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 他の市町村の住民基本台帳から、山ノ内町の住民基本台帳に記録が移されること。
- (2) 移住 転勤若しくは就学等に伴う一時的な居住ではなく、定住の意思を持って、転入すること。
- (3) 定住 転入後、町内に永住又は12年以上の期間生活の本拠地を置くこと。
- (4) 住宅 専ら自己の居住の用に供する家屋で、玄関、居室、トイレ、台所その他居住に必要な機能を備えるもの。なお、併用住宅においては、店舗、倉庫等の用途に係る部分を除いたものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成26年4月1日以降に本町へ転入し、転入後3年を経過していない者
- (2) 転入前の10年間継続して、本町の住民基本台帳に記録がなく、かつ町税等を滞納していない者(生計を共にする世帯員を含む。)
- (3) 補助金の交付を受けるときに、主たる所得者又は世帯主が50歳以下の者
- (4) 町内に定住の意思がある者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定に基づく住宅扶助を受けていない者
- (6) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有している者(生計を共にする世帯員を含む。)
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者(生計を共にする世帯員を含む。)

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 補助対象者が契約者となり、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定に基づく定期建物賃貸借(以下「賃貸借契約」という。)により、住宅を賃貸するものであること。
- (2) 町営住宅、県営住宅その他公的賃貸住宅並びに勤務事業所の官舎、社宅及び社員寮は対象としないこと。
- (3) 賃貸借契約の相手が、補助対象者(生計を共にする世帯員を含む。)の三親等以内の親族ではないこと。

(補助金額)

第5条 補助金額は、次の各号に掲げる額(その金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、月額27,000円を限度とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている者
家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている者
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)に11,000円を加算した額

(補助対象期間等)

第6条 補助金交付対象となる期間は、補助金交付の決定となった日の属する月から3年間とする。ただし、補助対象者と生計を共にする世帯員の主たる所得者又は世帯主が51歳に到達した場合は、その日の属する月までとする。

2 補助金の交付は、年4回とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、山ノ内町移住

促進家賃補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 生計を共にする世帯員全員の記載されている住民票
- (2) 申請者の戸籍抄本
- (3) 町税等に滞納がないことを証明する書類（生計を共にする世帯員を含む。）
- (4) 賃貸借契約書の写し（初回申請のみ）
- (5) 賃貸借契約がなされた住宅の間取り図の写し（A4版）（初回申請のみ）
- (6) 誓約書

（補助金交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その可否を決定し、速やかに山ノ内町移住促進家賃補助金交付決定通知書（様式第2号）又は山ノ内町移住促進家賃補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金変更の申請）

第9条 補助金の交付を受けた者で、家賃の額等に変更が生じたものは、山ノ内町移住促進家賃補助金変更承認申請書（様式第4号）を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定し、山ノ内町移住促進家賃補助金変更承認決定通知書（様式第5号）又は山ノ内町移住促進家賃補助金変更不承認決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の支払いを受けようとするときは、賃貸住宅の家賃の支払いを証明する書類を添えて、山ノ内町移住促進家賃補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、30日以内に申請者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すとともに既に交付をした補助金を返還させることができる。ただし、特別な事情により転入後、12年未満の期間内に転出せざるを得ない場合は、補助金の返還を免除することができる。

- (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したときは、山ノ内町移住促進家賃補助金交付取消し決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月21日告示第93号）

この告示は、平成29年12月21日から施行する。